

一般社団法人権利擁護結福祉ステーション 基金募集事項

一般社団法人法第 131 条及び一般社団法人権利擁護結福祉ステーション第 26 条に基づき下記の通り基金を募集します。

記

1. 基金募集の趣旨

当法人は、春日井エリアを主たる事業地域とし、お一人暮らしの高齢者や親亡き後の障がい者の方々が人間らしく生き続けられるような権利擁護の支援をすることをめざします。

平成 29 年度より、具体的事業を開始するにあたり、事業資金を確保するため、基金の募集を実施します。

2. 募集事項

- ① 基金は一口 1 万円で、何口でも拠出していただくことができます。
- ② 基金には利息がつきません。
- ③ 基金の返済は、基金拠出者からの請求に応じて、定時社員総会の決議により決定します。
- ④ 返還可能額は、当法人の決算時の純資産額が基金総額を超過する額の範囲内です。全額返還とならなかった場合は、残金は基金返還請求権を繰り返すことができます。
- ⑤ 基金拠出者は、社員総会における議決権その他法人の運営に関する権限を有しません。

3. 募集期間

随時

4. 払込方法

「基金引受申込書」に必要事項を記入して当法人への申込をしたうえで、次の指定口座へお振込みください。

大垣共立銀行	東野支店
普通預金口座	3 8 5 6 5 4
口座名義	一般社団法人権利擁護結福祉ステーション 代表理事 立木勝義 シャ) ケンリヨウゴユイフクシステーション

以上

平成 年 月 日

基金引受申込書

私は、一般社団法人権利擁護結福祉ステーションの基金募集の趣旨に賛同し、募集事項の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みいたします。

記

1 引き受けようとする口数、金額

_____ 口 _____ 万円

2 お振り込み予定日

平成 年 月 日

3 申込者

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
E-mail	

以上